## 鳥取県告示第92号

平成18年鳥取県告示第924号(大規模小売店舗の新設の届出について)より告示した(仮称)米子夜見町複合商業施設に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見を提出した市町村 米子市
- 2 米子市の意見の概要
  - (1) 騒音の防止について
    - ア 一部の荷さばき作業位置は、比較的民家に近く早朝、夜間の荷さばき作業により発生する騒音に注意すること。
    - イ 空調機等の室外機及び排気口からの騒音に注意すること。
    - ウ 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。深夜騒音については、鳥取県公害防止 条例(昭和46年鳥取県条例第35号)が適用されます。
  - (2) 街並みづくり等への配慮について 照明が民家に当たらないようにし、店舗が発する光による被害の発生に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間平成19年2月2日から1月間
- 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糀町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課